

災害時要援護者避難支援制度の取組事例

1 支援組織概要

組織名：かりがね台自治会（多摩区） 世帯数：約650世帯

2 取組概要

地域を28班に分割し、各班内で支援者を選定しています。支援者は、班内の要援護者の登録数に応じ5～9名程度選定し、複数名で対応するようにしています。また、制度の登録者情報（氏名、班名のみ）を本人の同意を得て総会資料に掲載することで、支援者以外の近隣住民の方にも協力依頼をしています。

3 取組経過

自治会の取組として、日頃の見守り活動や高齢者などへの生活支援（雪かきなど）を以前から実施していました。

平成19年に「災害時要援護者避難支援制度」の制定を受け、災害発生時にすぐに対応できるよう、地域を概ね20世帯を一つの班になるように分割し、班単位で具体的な支援を進めることにしています。また、支援者につきましては、登録者（要援護者）のいる班の中から必ず複数名を選出し対応するようにしています。

4 取組詳細

1 登録者数・・・10名

2 支援者・・・約45名

3 取組方法

<初回訪問>

- ・自治会会長・役員、民生委員等で実施しています。

<平常時の対応>

- ・自治会長・役員、民生委員等で、年2回程度定期訪問を実施し状況確認を行っています。また、そこで確認した情報は、各支援者に情報提供しています。なお、各支援者は別途可能な範囲で訪問等を実施しています。
- ・年1回程度、支援者が一同に会しそれぞれの取組状況などについて情報交換等を実施しています。

<災害発生時の対応>

- ・班毎に、支援者が要援護者の安否確認等を実施する。
- ・避難が必要な場合、支援者を中心に要援護者を一時避難場所に避難し、班単位で安否確認を実施することになっています。さらに、避難所に避難が必要な場合は、班単位で協力しながら要援護者を避難所まで誘導することになっています。
- ・避難支援や救急搬送が必要な場合は、警察署や消防署に連絡をとるなどの対応を実施します。

5 他団体との連携

< 民生委員 >

初回訪問や定期訪問を一緒に実施しています。

6 工夫している点

- ・ 支援者の確保については、班の方に任せるだけでなく自治会役員等も含めて対応しています。
- ・ 支援者には、役員だけでなく、町内会の行事などに参加してくれた方などにも声掛けをお願いしています。
- ・ 支援者を必ず複数人確保することで負担感を軽減するとともに、発災時に支援者が一人もいないことがないように配慮しています。
- ・ 支援者同士の情報交換等を定期的に開催し、他班の取組状況や発災時に連携した対応ができるように調整しています。
- ・ 総会資料への要援護者情報の掲載（氏名・班名のみ）に当たっては様々な意見も出されましたが、支援者以外の方も含めた地域全体での取組が必要なことから、要援護者からの同意を得て実施しています。

7 取組成果

- ・ 民生委員と連携して取り組みを進めることで、自治会役員等との情報交換の機会が増え、以前より、様々な場面で対応がスムーズにできるようになりました。
- ・ 支援者同士の情報交換を定期的に行うことで、これまで付き合いのなかった方が顔見知りとなることができます。多くの方が顔見知りになることで、自治会活動等への参加依頼もしやすくなっています。

8 その他



< 毛布と竹を使った簡易担架での移動訓練 >



< 心肺蘇生の講習 >